

# 帯広市立帯広小学校 学校いじめ防止基本方針

北海道帯広市立帯広小学校

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校のすべての児童が、楽しく豊かな、充実した学校生活を送ることのできる、いじめのない学校をつくることを目的に、本方針を策定した。

## 1 いじめ防止に向けての基本的な姿勢

- ・児童と児童、児童と教職員など、校内での温かな人間関係を築く。また、教科や道徳、かけはし活動、その他諸活動の中での児童への働きかけ、声かけを通して、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくり、いじめ防止への姿勢をすべての児童、教職員で共有する。
- ・いじめの兆候や発生を見逃さないために、児童や教職員間で「いじめ」に対する認識を共有し、人権感覚の向上に努める。**「いじめ見逃しぜロ」の徹底。**
- ・いじめの早期発見、早期解決に努める。また、未然防止、早期発見、解決のために、保護者、地域、関係機関との連携を深める。

## 2 いじめを未然に防止するために

### (1) いじめの定義

いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。  
(いじめ防止対策推進法に基づく)

### (2) 組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行い、いじめ発見時においては速やかにその対応に当たり、早期解決を図ることを目的に、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等により「いじめ防止対策委員会」を組織する。また、必要に応じて、児童の個人情報の取り扱いに配慮しながら、案件に関する情報を、必要な全ての教職員で共有し、共通認識の下で対応、解決を図る。

#### ① 目標

- ・児童の実態を交流し、現在の帯小児童の状況を把握する。
- ・全職員が児童に対する共通理解を深め、対応の共通化を図る。

#### ② 活動内容

- ・生徒指導交流会を毎回の職員会議の中で行い、児童の理解や支援について交流し合う。
- ・必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開く。

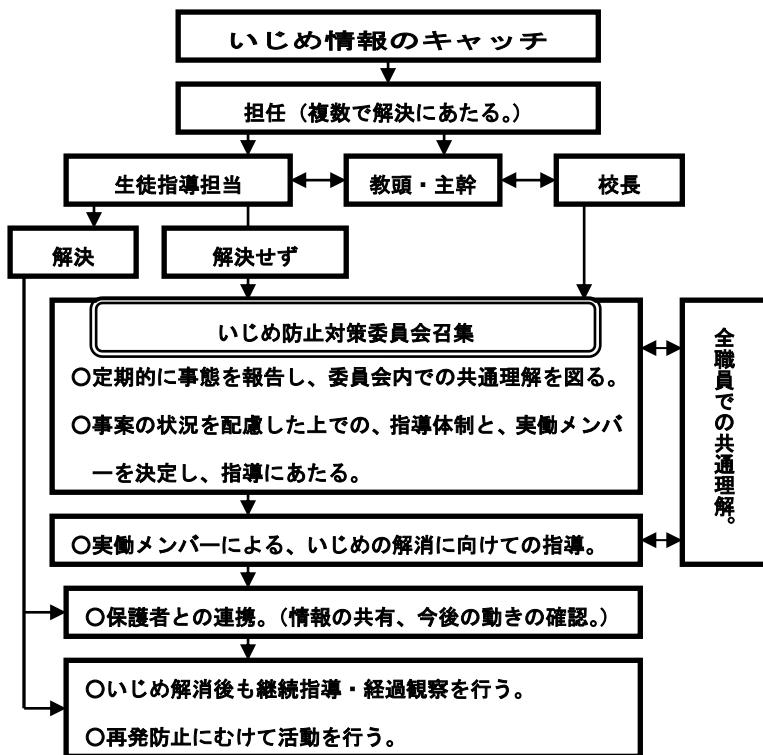
#### ③ 実態把握の具体的な内容

- ・性格・行動に関する事（反社会的・非社会的行動、悪癖など）
- ・集団行動に関する事（友人関係、集団非行、いじめなど）
- ・身体的な事に関する事（運動能力、病虚弱、特異体質など）

- ・不登校に関するこ
  - ・事故に関するこ
  - ・家庭に関するこ

#### ④ 相談の体制

配慮を要する問題が発生したときには、担任が教頭、生徒指導部に報告し、複数職員で連携をとって対応する。指導体制、いじめ防止対策委員会の招集、および全職員が共通理解を図るための動きについては右の通りとする。



### (3) 児童への働きかけ

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
  - ・わかる授業を行い、児童に学習の基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わえるように努める。
  - ・思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さ、世の中にはいろいろな考えをもつ人がいるという捉え方、インターネットの危険性やチケットについて指導する。
  - ・正しい判断力を身につけ、「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもてるような指導を様々な活動の中で進めていく。また、「見て見ぬ振り」をすることは、いじめにつながっているということを知らせ、周囲の意見に左右されず、自らの意識で行動することの大切さや、友達や先生に伝えたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。誰かに知らせるることは、決して悪いことではないことも、あわせて指導する。

#### (4) 職員間の共通理解

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通じて児童に示す。
  - ・児童一人一人の変化に気づける観察力を身につけ、児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつよう努める。

うにする。また、問題を抱え込みます、必要に応じて管理職や同僚への協力を積極的に求めようとする意識を持つ。

## (5) 学校全体として

- ・教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ・市で実施しているいじめアンケートを積極的に活用して児童の実態や個々の様子の変化を把握し、その情報を、生徒指導交流会等を通じて教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての教職員の理解と実践力を深める。また、あわせてインターネット上のいじめや、児童のインターネット活動の現状についても、理解を深める機会をもつ。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる雰囲気と、その体制の充実を図る。

## (6) 関係機関・保護者・地域との連携

### ① 生徒指導連絡協議会への参加

帯広市生徒指導連絡協議会、5者会議に出席し、情報の共有化を図る。また、連絡協議会での協議内容について教職員に周知、徹底する。

### ② 青少年連絡協議会への協力

隔月1回（6月～2月）、夏・冬・夜間の街頭指導（協力員として活動）を行い、また、PTA社会部と連携しながら、児童生徒の行動の実態把握に努める。

### ③ 小中連携

翔陽中・五中と交流を行い、連携しながら長期的見通しに立った生徒指導を進める。

### ④ 教育委員会との連携

いじめの事実を確認した場合は「いじめアンケート」の報告、その他の形で帯広市教育委員会に報告する。また、重大事態発生時においては、法に即して、帯広市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。

### ⑤ 保護者との連携

- ・「いじめ問題」の解決には学校と保護者の連携を深めることが大切であることをPTA総会、学校便り等、様々な場で伝え、理解と協力を願う。あわせて、児童が発する「変化のサイン」や、服装の極端な乱れ等に気づいたら、学校に相談することの大切さについても伝えていく。

- ・自分の子どもに関心をもち、駄目なときには「叱ること」が、がんばったときには「褒めること」が、子どもを育てるために必要なコミュニケーションであることを伝えていく。

- ・自分のものや人のものを大切に扱うことや、インターネット使用についてのルール作り、相手の気持ちを考えて行動することなど、家庭での教育や話し合い、会話の重要性について伝え、家庭教育を促すよう様々な場面で働きかける。

- ・いじめた側の保護者に対しては、把握した事実関係を正確に伝える。その上で、事実を冷静に確認し、わが子の言い分も十分に聞いた上で、被害児童、保護者に対して謝罪等、適切な対応をとるように伝える。

### ⑥ 地域との連携

「帯小見守り隊」の方々との連携を密にし、児童の様子や道路状況などに関する情報を生指指導に生かす。

## ⑦ 警察等の関係機関との連携

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合には、学校はいじめが児童生徒の生命や指針に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策法に基づき、直ちに警察に通報・相談を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期対応のために

#### (1) 早期発見のために

- ・児童の様子を、担任をはじめ全教職員で見守り、気づいたことを共有する。また、生徒指導交流会を待たずして、いつでも情報共有を可能にするようにするために、「気軽に話せる」雰囲気を職員室につくる。
- ・様子に変化の感じられる児童や、集団からひとりはなれて行動している児童がいた場合は、教職員が積極的に声をかけ、その児童に安心感をもたらせる。
- ・いじめアンケートや、休み時間や放課後等の日頃からの会話などを通して児童間の人間関係や学校生活上の悩み等の把握と情報収集に努め、ともに解決していくという姿勢を示す中で、児童との信頼関係を深める。
- ・上履き、机、椅子、学用品等にいたずらがあった場合など、いじめの兆候が確認された場合は直ちに対応し、原因を明らかにする。

#### (2) 相談体制について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも誰にでも相談できること、また、相談することの大切さについて、日頃から児童に伝えていく。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を通して教職員と情報を共有する。また、いじめられている児童や保護者の訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、その児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

#### (3) 早期解決にむけて

- ・教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談のあった「いじめ」について、事実関係を速やかに把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係に留まらず、可能な限り「問題の構造的把握」に努め、根本的な解決を図る。
- ・暴力を伴ういじめの場合は、校内だけでなく、登下校時についても見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・事実関係を把握する際は、担任単独ではなく、学校としての組織的な体制の下で行う。
- ・いじめている児童に対しては、いかなる理由があろうと「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、先ず、いじめることをやめさせる。また、いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかについて気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまった側から、いじめてしまう理由や気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導もあわせて進める。
- ・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導と家庭での対応の仕方について、学校と家庭で連携し合いながら進めていくことを伝える。

(令和5年4月10日改訂)